

三労発基1204第3号
令和2年12月4日

各団体の長 殿

三重労働局長
(公印省略)

石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18（2006）年9月1日から、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、厚生労働省においては、平成23年1月27日付け基安発0127第1号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」等により貴会に対しその遵守の徹底を要請してきたところです。

しかしながら今般、成形品を加工したバスマット及びコースターに、石綿がその重量の0.1%を超えて含有している事案が把握されました。当該製品は、平成13（2001）年に購入した成形品を原料として、平成28（2016）年に開発した製品であったことが判明しています。

本事案の他にも、平成18（2006）年8月以前に購入し、在庫として保有していた石綿含有の工業製品を、平成18（2006）年9月以降に販売した事案が、複数確認されています。

つきましては、同種事案の再発を防止するため、傘下団体、会員、事業場等に対して、下記に留意の上、周知及び石綿含有製品の取り扱いに関する点検の実施を依頼いただきますようお願い申し上げます。

記

1 平成18（2006）年8月31日以前に購入若しくは製造し又は譲渡・提供を受け（以下、「購入等を行った」と称する。）、在庫として所有している工業製品又は原料であって、石綿含有の可能性があるものについて、石綿がその重量の0.1%を超えて含有していないか点検を行うこと。

なお、平成18（2006）年以前は1%以下の含有率であれば石綿製品には当たらなかったが、平成18（2006）年9月以降は0.1%を超えるものを石綿製品として取り扱うよう規制範囲を拡大したため、表1に列記する建材及び類似品（表1に列記する材料を使用して製造された建材以外の製品を含む。）にあっては、製品安

全データシート等に記載されている組成・成分情報に石綿（アスベスト）の記載がない場合であっても、材料の製造年等によっては石綿が含まれる場合がありうることに留意すること。

＜表1＞石綿を含有する可能性がある石綿の表記がない建材及び類似品の例

繊維強化セメント板、パルプセメント板、珪藻（けいそう）土保溫材、塩基性炭酸マグネシウム保溫材、けい酸カルシウム保溫材、バーミキュライト保溫材、パライド保溫材、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材、スレート、スラグ石こう板、けい酸カルシウム板第1種、けい酸カルシウム板第2種、ロックウール吸音天井板、タルク

- 2 ガスケット、パッキンについては、平成18（2006）年9月1日以降においても禁止措置の適用が猶予されていたものがあることに留意すること。
- 3 海外から輸入した建材及びその類似品（表1に列記する材料を使用して製造された建材以外の製品を含む。）並びにそれらの原料については、輸入時期に関わらず、特に石綿等の輸出が禁止されていない国から輸入したものについて、使用・販売前に石綿がその重量の0.1%を超えて含有していないかの点検を行うこと。
- 4 調査対象製品に石綿がその重量の0.1%を超えて含有していないと判断する方法は、自ら石綿含有の有無について分析調査を行うか、製造事業者から石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等を入手し確認する必要があること。この際、生産国によっては石綿含有の有無の判断基準が日本とは異なる可能性もあることから、単に石綿含有の有無だけでなく、0.1%を超えて含有していないことを確実に確認すること。
- 5 上記の結果、石綿をその重量の0.1%を超えて含有している製品があることが判明した場合には、直ちに当該製品の出荷及び使用を停止するとともに、所轄の労働基準監督署まで報告の上、流通している製品の回収を行うこと。
回収にあたっては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第32条に基づき、堅固な容器又は確実な包装による梱包を行うとともに、当該容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示する必要があること。なお、事業者が直接回収せず、販売先等に輸送の手配を依頼する場合には、前記の方法による梱包及び表示を行う必要があることを確実に伝達する必要があること。

(参考) 平成18（2006）年8月以前に購入した工業製品又は原料を在庫として保有し、平成18（2006）年9月以降に当該工業製品を販売等し、又は原料を加工して販売等を行っていた最近の事例

- ① 平成18（2006）年8月以前に購入し、在庫として保有していた石綿含有の建設機械・車両等機種用のエンジン等のガスケット、パッキン等について、平成18（2006）年9月から平成27（2015）年7月までの間出荷していたことが判明したもの。（事業者において令和2（2020）年9月に事案を公表済）
- ② 平成18（2006）年8月以前に購入し、在庫として保有していた石綿含有の建設機械エンジン用等のガスケットについて、平成18（2006）年9月から令和元（2019）年10月までの間出荷していたことが判明したもの。①の事案の公表を踏まえ、事業者において自主的に点検を行ったところ、本件が発覚したもの。（事業者において令和2（2020）年11月に事案を公表済）
- ③ 平成18（2006）年8月以前に購入し、在庫として保有していた原料を使用して製造した珪藻土バスマット及びコースターについて、平成28（2016）年6月から令和2（2020）年2月までの間出荷していたもの。当該原料に当時添付されていた製品安全データシートには、「石綿」「アスベスト」の記載はなかったものの、分析調査を行った結果、その重量の0.1%を超えて石綿を含有する結果が得られたもの。（今回の事案）

「石綿障害予防規則等」が改正されました

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事における石綿ばく露防止対策が強化されます
【令和2年10月1日から順次施行】

建築物の解体等の作業については、従前より石綿障害予防規則等に基づき、石綿ばく露防止対策を進めていただいているところですが、今後、石綿が使用されている建物の老朽化による解体工事の増加が予想される中、事前調査の不備などによる石綿ばく露防止対策が不十分な事案が全国的に認められています。

このような状況を踏まえ、事前調査の進め方や保温材などレベル2の石綿建材の解体作業等に係る届出が強化されます。

施行につきましては、本年10月から順次施行されます。

【令和2年10月から施行された内容】

- ▶けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置
- ▶石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）

石綿障害予防規則等の改正の概要

改正前		改正後	
		※下線部分が改正内容	
レベル1 石綿含有吹付け材	計画届 ※十四日前	レベル1 石綿含有吹付け材	計画届 <u>（レベル2も計画届）</u> ※十四日前
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	作業届 ※工事開始前	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	作業届 <u>（事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象）</u> ※十四日前
レベル3 スレート、Pタイル、 けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材		レベル3 けい酸カルシウム板 1種 ^{※2} （破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）	作業届 ※負圧は不要

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・石綿が含有されるとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3 負圧隔壁を要する作業に係る措置の強化

- ・隔壁・漏洩防止措置の強化（隔壁解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔壁（負圧は不要）の義務化）
- ・仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔壁（負圧は不要）の義務化）

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7月 10月 4月	4月	4月 10月	
事前調査方法の明確化		周知 令和3年4月施行		
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知 令和3年4月施行		
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施） 令和5年10月施行		
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知 令和3年4月施行		
計画届の対象拡大		周知 令和3年4月施行		
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設		周知、電子届出システムの開発 令和4年4月施行		
負圧隔壁を要する作業に係る措置の強化		周知 令和3年4月施行		
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知 令和2年10月施行		
仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知 令和3年4月施行		
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知 令和2年10月施行		
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知 令和3年4月施行		
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知 令和3年4月施行		
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知 令和3年4月施行		

赤色で示した事項が、令和2年10月から施行されています。

※具体的な改正内容など、くわしくは、三重労働局ホームページをご覧ください。



https://jsite.mhlw.go.jp/mie-rooudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/20200807.html